

# 平成22年西東京市教育委員会第11回定例会会議録

- 1 日 時 平成22年11月27日(土)  
開会 午前9時31分 閉会 午前10時21分
- 2 場 所 防災センター6階 講座室2
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 委 員 長 竹 尾 格  
委員長職務代理者 沼 本 禧 一  
委 員 宮 田 清 藏  
委 員 森 本 寛 子  
教 育 長 野 崎 芳 昭
- 5 出席職員 教 育 部 長 手 塚 光 利  
教育部特命担当部長 二 谷 保 夫  
教育部副参与兼教育企画課長 櫻 井 勉  
教育部副参与兼学校運営課長 山 本 一 彦  
教育部副参与兼教育指導課長 前 島 正 明  
統 括 指 導 主 事 岡 本 賢 二  
教 育 支 援 課 長 南 里 由 美 子  
社 会 教 育 課 長 磯 崎 修  
教育部副参与兼公民館長 相 原 昇  
図 書 館 長 奈 良 登 喜 江
- 6 事務局 教育企画課企画調整係長 清 水 達 美  
教育企画課企画調整係主任 坂 本 義 隆
- 7 傍聴人 0人

平成22年西東京市教育委員会第11回定例会議事日程

日 時 平成22年11月27日（土） 午前 9 時30分から

会 場 防災センター 6 階 講座室 2

第 1	会議録署名委員の指名		
第 2	協 議 事 項	中学校給食について	
第 3	報 告 事 項	( 1 )	学校活動支援団体等に対する東京都教育委員会感謝状の贈呈について
		( 2 )	西東京市立学校給食運営審議会答申「西東京市立中学校給食の開始時期及び給食費について」

第 4 そ の 他

西東京市教育委員会会議録

平成22年第11回定例会  
(11月27日)

議事の経過

竹尾委員長 会議に入る前に、本日の議事日程についてお諮りをいたします。日程第2 協議事項 中学校給食についてでございますが、協議案件が日程第3 報告事項(2) 西東京市立学校給食運営審議会答申「西東京市立中学校給食の開始時期及び給食費について」と密接に関係しておりますので、教育委員会といたしましても慎重に審議を行いたいと存じます。そこで、先に日程第3 報告事項(2)の説明を受けた後に、日程第2 協議事項 中学校給食についての協議をさせていただきたいと思っております。その協議の後、日程第3 報告事項(1)に入ることにしたいと思っておりますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

竹尾委員長 よろしく願いいたします。

竹尾委員長 ただいまから平成22年西東京市教育委員会第11回定例会を開会いたします。これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は森本委員をお願いいたします。

竹尾委員長 日程第3 報告事項(2) 西東京市立学校給食運営審議会答申「西東京市立中学校給食の開始時期及び給食費について」、を議題といたします。説明を求めます。

山本学校運営課長 報告事項(2) 西東京市立学校給食運営審議会答申「西東京市立中学校給食の開始時期及び給食費について」、御報告をいたします。

平成22年5月31日の第3回西東京市立学校給食運営審議会に、西東京市教育委員会竹尾 格委員長より「西東京市立中学校給食の開始時期及び給食費について」を諮問いたしました。校長の代表1名、副校長の代表1名、給食主任の代表2名、栄養士の代表2名、児童・生徒の保護者の代表8名、学識経験者2名から成る西東京市立学校給食運営審議会は6月25日、7月28日、9月3日、9月28日、10月14日、11月2日に審議会を開催して、慎重に審議した後、11月10日に野崎教育長に答申が提出されたものでございます。なお、給食費については、実務的な問題を多く含むことから、副校長の代表1名、栄養士の代表2名、児童・生徒の保護者の代表2名と、外部委員といたしまして栄養士2名で検討部会を設置いたしました。6月25日、7月14日、7月28日に部会を開催いたしまして、その検討結果を9月3日の西東京市立学校給食運営審議会に報告いたしました。外部委員として栄養士会から推薦をいただいた栄養士2名を含めた経緯でございますが、本市の小学校給食は各学校に配置されております栄養士が個別に献立を作成しておりますので、より具体的な検討が必要との理由からでございます。

答申の内容でございますが、中学校給食の開始時期は、開始初年度については5月20日を基準日とすることが適当であるとされております。5月20日を基準日とする考え方でございますが、まず初めに、弁当の選択制及び給食費の未納を防止するために前納制を採用するため、新1年生の給食申し込み確定に一定の時間がかかること。二つ目といたしまして、給食の食材の発注のため、1カ月前には食数を確認する必要があること。三つ目といたしま

して、学校においては4月に人事異動があり、学校の体制が大きく変化する時期であること。四つ目としまして、栄養士及び給食調理員双方にとって親子給食は初めてとなることから、安全・安心な給食を提供するためには一定の時間が必要であること。五つ目といたしまして、小学校校長会から、学校運営上支障なく進めるためには5月20日ごろが望ましいとの意向が示されたことからであります。なお、基準日とされているのは、中学校で給食を要しない教育課程が組まれている場合には、5月20日以降直近の給食を要する授業日に開始することを意味するものでございます。

給食費の額は一食当たり320円が妥当である。給食の申し込みに当たっては、給食費の未納を防止するために、各学期ごとの振り込みによる前払いとすることが妥当である。なお、保護者の利便性に配慮した方法を検討することも必要であるとされております。320円の考え方でございますが、給食費の額については、中学校給食の量は、児童または生徒1人1回当たりの学校給食摂取基準に基づき算定いたしますと、小学校中学年のおおよそ1.3倍の数値となることから、一食当たり320円が妥当とされたものでございます。

なお、中学校給食の開始に当たっては、安全・安心を最優先とした上で円滑に実施していくことが必要である。また、実施方法等を事前に市民・保護者へ周知する必要があり、教育委員会において対策を講じるよう申し添えると附帯意見を添えて、答申とされております。

以上でございます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

宮田委員 開始日というのと基準日というのがよくわからないのですけれども、どういう日なのでしょう。5月20日ということの理由はわかりました。ただ、私が聞きたいことは単純な言葉の説明で、基準日とは何ですかという質問です。

山本学校運営課長 今回の御質問でございますが、開始時期はあくまでも5月20日でございます。しかしながら、今回は親子給食ということを採用しております。したがって、小学校の給食室を使いまして中学校の給食を作るわけでございますが、その5月20日に、例えば中学校側で、いわゆる中間試験とか、そういった教育課程が組まれていて、その日は給食を要しない日というふうになっているケースがございますので、そういう場合については、先ほど御説明申し上げましたように、5月20日以降の直近の授業日で給食を要する日から始めるという意味でございます。

竹尾委員長 それは基準日なんですか。

山本学校運営課長 はい、そういう意味で基準日というふうに設定させていただきました。

宮田委員 開始日というのは食べない場合もあるから、食べる日を基準日とすると、そういうことですか。今の説明はちょっとよくわからなかったのですが、試験などで食べない場合があります。食べる日のことを基準日とすると、そういうことをおっしゃったのでしょうか。質問ですけど。

山本学校運営課長 ちょっと御説明がうまくいかないもので、申しわけございません。開始日はあくまでも5月20日でございます。

竹尾委員長 それは制度がスタートする日という意味でしょう。

山本学校運営課長 そうです。5月20日には親子給食がスタートいたします。

竹尾委員長 中学校の学校給食の事業が始まる日、制度として中学校給食の制度が始まるのが開始日だと言うのです。そういうことですね。

山本学校運営課長 そうです。

竹尾委員長 だけど、実際に食べ始める日が基準日。逆ではないかなと思うけど。

宮田委員 大した問題ではないから、いいのですけど。

竹尾委員長 言葉の問題だけど、ちょっとね。開始日というのはわかったけど、基準日という意味が、今のあなたの説明ではちょっと違うのではないかなと私は思います。宮田委員と一緒に、私もどっちでもいいのですが。要するに、中学校給食がきちっとスタートすればいいなと思います。

宮田委員 320円が妥当であるということで、それは結構だと思うのですが、特に最近ですと、夏場の野菜とか、原材料の値段が天候や何かで変わりますよね。そういったときは、市が補てんして、極端なことを言うと、赤字が幾らになっても大丈夫なのか。それとも、子どもの給食量を減らして320円で納まるようにやるのか。その辺はどちらなんでしょう。

山本学校運営課長 給食費につきましては、あくまでも食材は保護者が負担するものとなっております。したがって、公費の負担というのは原則的にはございません。今のお話でございますが、要は、野菜だとかお魚とかの物価が変動する場合、どうするかという御質問だというふうに理解いたしますが、この場合については非常に栄養士が苦労しておりまして、同じ野菜でも単価の低い野菜を入れるとか、そういった努力をしております、一食当たりの単価の中に納まるように現状としては実施しております。

宮田委員 そうなると、非常に極端かもしれないし、こういう発言がいいのかどうかはわかりませんが、中国で生産された一部の野菜、保護者は極めて農薬の問題とか何かで敏感な方がいるようなものも使う可能性があるわけですね。従来は、私が聞いている限り、できるだけ地産地消で近くの農家から入れるということを聞いておりますけれども、安いものを探すということだと、そういうことが守られなくなってしまう可能性もあるのではないかと憂慮するのですが、その点はどういうふうにお考えでしょうか。

山本学校運営課長 本市の給食におきましては、その点については他市に比べても非常に厳格に実施しているところでございます。基本的には海外からの食材については使っておりません。先ほどお話にありました地産地消です。それと、あと、減農薬、あるいは無農薬、こういったものにこだわって、食材を吟味して実施しているところでございます。

宮田委員 そのことは今申し上げて、わかっているつもりで地産地消と言ったのですけれども、それと値段との関連を心配して聞いているわけです。要するに、安いものを探すと第1番目の質問でおっしゃったので、安いものというと、中国とかそういうところになってしまう。もし地産地消にこだわると、すごく少ない量になってしまう可能性があるのではないかとということを心配して質問をしているわけですが。

山本学校運営課長 今の御質問ですが、先ほど中国がちょっと例として挙げりましたが、そういったものについては……。

宮田委員 使わないということはわかりました。そのことはわかっておりますけど。

山本学校運営課長 使わないということにしております。それで、これは通知もしておりますので、栄養士のほうでは使わないということで徹底をしております。先ほどの御質問の中で、例えば、同じ野菜でも、旬の野菜とか、それから、少し多く出る野菜とか、そういうものがございますので、そういったものを選別しているという意味でございます。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

森本委員 開始時期は、開始初年度については5月20日を基準ということですので、2年度目以降は4月から開始ということによろしいですか。

山本学校運営課長 今の御質問でございますが、あくまでも開始初年度についてということでございます。開始初年度につきましては、学校においても初めての事業ということで、やはり、安心・安全ということを考えると、一定の時間が欲しいというところがございます。したがって、2年度目以降につきましては4月から通常の実施をしていくという感じで、今、準備をしているところでございます。

森本委員 ということは、来年度は3校が開始しますよね。再来年度からまた残りが開始しますけど、再来年度に関しては、残り6校については開始初年度という考えでよろしいでしょうか。

山本学校運営課長 そのとおりでございます。

竹尾委員長 新しく2年度目に始まる学校は5月20日からと、そういうふうになるわけですね。

山本学校運営課長 はい。

沼本委員 先ほどの説明の中で、教育課程の中に給食を組み入れていない場合があるという話をお聞きしたのですが、実際、来年度の教育課程はまだやっていないわけですから、それを想定して教育課程を組むことができるのではないかと思うのですが、いかがですか。

山本学校運営課長 運営審議会の中においては、教育課程まで踏み込んだ議論がされておりません。したがって、教育課程が来年度の分がまだできていないという中で議論をしておりましたので、こういったケースがあるのではないかという想定のもとに今回の答申がされたというふうに理解しております。

沼本委員 そうすると、指導課のほうでそれを、今度は各学校に指導・助言すればいいということですね。

前島教育指導課長 これにひっかかるのは主に中間テストだと思いますので、それについては、3校ですので、バッティングした場合については学校で配慮ができるものかどうかということで検討して、できるだけ5月20日に開始できるようにお願いしていこうと思います。

沼本委員 違うことですが、給食費の未納を防止するために、各学期ごとの振り込みによる前払いとするのが妥当であると書いてあります。前払いは、このことは結構なんですけど、お金を払えないような、要するに、経済的に困窮している家庭についてはどのような配慮を考えていらっしゃいますか。

山本学校運営課長 今の御質問でございますが、例えば、要保護とか準要保護ということに該当するお子さんにつきましては、それぞれの制度にのっとって実施をしていきたいというふうに考えているところでございます。あと、この問題につきましては、例えば、毎月払い、

あるいは2箇月に一度払いとか、こういったことについても運営審議会の中で議論としてございました。しかしながら、制度として中学校の全生徒を動かすということになると、いろんなケースを想定してしまうと制度としてうまく回らないということが懸念されることから、原則として学期ごとにお支払いいただくということに今回の答申にはなっております。ただ、どうしても経済的に厳しいというお子さんがいるということは私どもも理解しておりますので、これにつきましては、今後、方法について検討させていただきまして、学校ごとの対応ということにさせていただけないかということで、今、検討しているところでございます。

沼本委員 よくわからないのですけども、要保護や準要保護のお子さんの場合は、給食費を先取りする方法はできないですか。

山本学校運営課長 まず、要保護のお子さんについては、これは、保護者のほうに、私どもで言うと生活福祉課が担当になりますが、こちらから給食費に該当する金額をお支払いするという形になります。それから、準要保護につきましては、教育企画課のほうから学校長に対して直接お金を振り込むという制度になっております。

宮田委員 今のに関連してですけれども、テレビで見ますと、立派なマンションやいい車に乗っていても、お金があってもいろいろ言って払わないケースが見えているわけです。西東京市にはそういう方はあまりいないということは聞いておりますけれども、やっぱり何人かは、数%ですか、非常に低いパーセンテージで払わない人がいるわけです。払わない場合には給食を提供しないのでしょうか。

山本学校運営課長 今の御質問でございまして、給食費の未納というのが小学校で、今、発生は確かにしております、非常にお支払いいただくのに時間と労力を費やしているという現状がございまして。その中で、中学校給食に当たってはどうかという議題になったわけですけれども、そういったことも含めて、前払い制によってお支払いいただくことによって未納の対応をしたいということでございまして。したがって、お支払いいただかない場合については給食の提供ができないという制度でございまして。

竹尾委員長 この前、小学校のときでしたか、給食費の問題で、数は少ないでしょうが、信念で払わない人が何%いるのでしょうか。義務教育だから全部持てと。そういう方は、これはどうにもならないですね。子どもには罪はないから、給食を止めるというのも非常にしんどい選択になるのでしょうか、それはしょうがないですか。未納というのは欠損で全部処理してしまうのですか。

山本学校運営課長 結局、未納が発生すると、今のは小学校の場合でございまして、例えば、皆さんでお支払いいただいた中から、お支払いいただかなかった児童が食した部分を皆さんで均等に負担しているというのが現状でございまして。そうすると、支払えない、あるいは、支払わないということに対しての取り扱いをどうするのかというのが課題になってくることは間違いないところでございまして。

竹尾委員長 生活保護だから払えないという人は、公費で学校にやるのはいいけれど、信念の人は正直言ってどうしようもないね。そういう人が世の中に何%いますからね。義務教育ですから。これは公立学校の宿命だろうと思いますが。

沼本委員 未納というか、いろんな理由があっても払えない場合があるわけですが、その



場合、保護者や何かに説得をするのは担任がやるのですか。

山本学校運営課長 現実的には、現在、小学校でやっているのは、今、委員がおっしゃったように、担任が行っております。担任と、それから、栄養士、それと、場合によっては副校長、校長ということで、程度によって対応を変えてきているところでございます。

沼本委員 私にもそういう経験がいっぱいありますけども、できたら、あまり担任に負担をかけさせないような学校の組織を作っていただきたいなというふうに思います。例えば、事務職員ではできないのですか。

山本学校運営課長 食材につきましては、先ほども申し上げましたように、給食費については親が負担するというものになっております。これは、いわゆる公費ではなくて私会計ということで、学校長の権限でやっていただいているという実態がございます。したがって、学校サイドでどういうふうにやるかということを具体的に詰めていただく必要があるのだろうというふうに思っております。

沼本委員 それはわかりますけど、私なんかの経験で、夜遅くまでその家に何度も何度もね。担任がその仕事をやるべきかというふうに時々思うこともあるわけで、そういうものを学校の組織としてやっていかなければ、担任に負担がかかってしまって、困るというふうに思いますので、そこら辺をよく検討していただきたい。

宮田委員 小学校は、まだ子どもも小さいから、いろいろ問題はあると思うのですけれども、中学になれば、私は親に払うように説得することを何回かやって、それで、先ほどおっしゃったように、欠食するということは結構だと思いますので。ただし、黙って欠食というのは、もちろん手を打っていると思いますけど、その辺の手の最初のかけ方を、あるフォーマットを教育委員会で作って、そして、具体的な手紙の投函とか何かは現場にお任せするにしても、沼本委員がおっしゃったように、それほど労力がかからない方法でちゃんと連絡して欠食してもらおうというか、出さないという手を打っていただければよろしいのだろうと思います。

森本委員 質問ですけど、要保護とか準要保護というのは、保護者が申請しないと手続は進まないものなんですか。

山本学校運営課長 そのとおりでございます。

森本委員 それに対する促しというのは学校側ではやられているのでしょうか。

山本学校運営課長 現状では、学校側でそういう制度がありますということでお知らせをしております。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

沼本委員 3校について、今まで順調にやっていると思うのですけども、いろいろな課題が出てきたと思うのです。どんな課題が出たのでしょうか。

山本学校運営課長 まず、1点目は、この制度の周知が一つの大きな課題となっております。この制度の周知につきましては、今回、答申を一ついただきました。それと、もう一つは、中学校給食開始準備検討委員会という委員会を設けておりますが、こちらでは教職員が中心になって運営面を検討していただいております。この最終報告はまだ出ておりませんで、年内に何とか報告をいただきたいということで、今、進めておりますが、これらが出た段階で、来年の2月ごろがめどとなっておりますけども、市内の保護者に対して、中学校給食の考え

方、それから、申し込みの方法も含めまして、制度の周知という形でお知らせをする予定となっております。これがまず1点でございます。

それから、もう1点は、現在、中学校のほうのエレベーターの設置工事をやることになっておりますが、こちらは、東京都の建築確認がなかなか時間を要しておりまして進まないというところがありまして、少し工事が遅れております。これをまず年度内に完成させるということが1点ございます。

それから、もう1点は、小学校と中学校で親子で組みますので、親子の運営がうまくいくようにということで、現在、親子間の連絡会議を立ち上げておりますけども、ここをどのようにうまく回していくか。ここが一番大きいだらうというふうに考えているところでございます。

幾つか挙げるとまだあるのですが、大きなところはこの3点かなというふうに考えております。

沼本委員 最後の、親子間の連絡会議の中に教育委員会の職員の方は入りますか。

山本学校運営課長 現状では、基本的には親子間でやっていただく、小学校と中学校でやっていただきたいということでやっております。ただ、会議は私どものほうで招集させていただいておりますので、進行管理は、今、しているところでございます。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

以上で報告事項(2)を終わります。

竹尾委員長 それでは、冒頭にお諮りいたしました、この報告を受けまして、日程第2協議事項 中学校給食について、を議題といたします。教育長から協議の趣旨についての報告を求めます。

野崎教育長 協議事項 中学校給食について、御説明申し上げます。

給食を開始する時期及び給食費については、西東京市立学校給食運営審議会条例第2条の規定に基づき諮問をいたしておりましたが、11月10日に「西東京市立中学校給食の開始時期及び給食費について」の答申をいただきました。平成23年度から第1期校が給食開始となりますので、教育委員会の協議事項といたしまして、1点目は、給食を開始する時期について、5月20日を基準日とすること。2点目は、給食費について、一食当たり320円とすること。以上の2点について御協議をお願いするものでございます。

よろしく御協議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

竹尾委員長 ただいま教育長から協議の趣旨について説明がありましたが、これより委員の皆さんの協議に入ります。必要がありましたら、事務局の皆さんにも説明をしていただきたいと思っております。そうしながら進めていきたいと思っております。いかがでございましょうか。

森本委員 開始時期についてはいろんな御意見をお伺いして、5月20日に行われるのであれば、それで適当ではないかと。最初は2学期にずれ込むかもというようなお話もありましたけど、それが5月20日で、しかも初年度のみということであれば、適当ではないかと考えます。

あと、給食費の支払方法については、今後、多分、各学校でいろんなケースが起こってく

るかと思しますので、それについてはその都度いろいろな形で検討していただいて、また、再来年度から開始する学校のほうでよりよい方法をとられるといいなと思っておりますので、よろしく願います。

宮田委員 現金を取り扱う場合は、それなりの注意事項が必要だと思うのです。過去に、現金を取り扱ったことでいろんな事故が現実問題として起きておまして、例えば、大学なんかでも、現金で入学金とかをやっていると、事務職員の使い込みという事件があって、今はほとんど振り込みに、国立大学はすべて振り込みになっています。そういう意味で、320円で現金を取り扱うとすると、安全対策ということが一つ問題になると思うのですけれども、その辺の考え方は。

山本学校運営課長 この考え方は、学期ごとに振り込んでいただくという考え方でございます。前納制というふうに書かせていただいておりますが、具体的には振り込みをしていただくということで考えております。したがいまして、振り込みをいたしましたというあかしとなるものをつけていただいて、正式に給食の申し込みということをしていただくというふうにあつた実務的には考えているところでございます。

宮田委員 わかりました。

竹尾委員長 ほかに意見はございませんか。 協議を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより協議事項 中学校給食について、の協議の結果をお諮りいたします。中学校給食の開始時期は、開始初年度は5月20日を基準とすること、及び、給食費は一食当たり320円とすることについて、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、協議事項 中学校給食について、は、中学校給食の開始時期は、開始初年度は5月20日を基準とすること、及び、給食費は一食当たり320円とすることについて、給食運営審議会の答申内容を尊重し、実施することに決定いたしました。

竹尾委員長 日程第3 報告事項(1) 学校活動支援団体等に対する東京都教育委員会感謝状の贈呈について、を議題といたします。説明を求めます。

櫻井教育企画課長 それでは、学校活動支援団体等に対する東京都教育委員会感謝状の贈呈について、御報告いたします。お手元の資料「学校活動支援団体等に対する東京都教育委員会感謝状の贈呈について」を御覧ください。

こちらにつきましては、東京都教育委員会が、都内の公立学校における学校活動の支援及び地域における児童・生徒の育成活動を続けている団体・個人に対して、毎年感謝状を贈呈しているものでございます。今年度は、学校教育活動支援部門として、青嵐中学校での活動に対し、西東京市茶道華道文化協会様に感謝状が贈呈されております。また、地域における児童・生徒の育成活動部門といたしまして、谷戸小学校での活動に対し、西東京市青少年育成会メタセコイア様並びに西東京市谷戸小学校施設開放運営協議会様に対しまして感謝状が贈呈されております。なお、感謝状につきましては、東京都教育の日でもございました平成22年11月6日に東京都庁におきまして贈呈のほうをされております。

私からの報告は以上でございます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

沼本委員 これは推薦とかによって決めるのですか。

櫻井教育企画課長 推薦につきましては、各小中学校のほうに御依頼を申し上げまして、それぞれ該当する団体につきまして推薦をいただいております。西東京市としては贈呈の実施要項に基づきまして推薦させていただいておりますが、西東京市には小中学校が合わせまして28校ございまして、その約1割を推薦枠としていただきたいということになっておりまして、西東京市の場合、1割で2.8校になりますので、3校ということになっております。今回は、その中で推薦を各学校のほうからいただきましたのがこの3団体ということで、3団体を推薦させていただきまして、今回、該当したということでございます。

沼本委員 各学校からこういう団体はどうですかというふうなことだったわけですが、例えば、教育委員会として、この学校への支援部隊がよくやっているというのは。そういうふうな発想はできないですか。

櫻井教育企画課長 実際には、それぞれの学校にどのようにかかわっているかという細かい部分につきましては、教育委員会のほうではちょっと掌握し切れない部分もございますので、そういう意味では、学校と密接に関係している団体につきましては、学校長のほうから推薦いただくというのが一番いいかなというふうに考えております。

沼本委員 そういう考え方もあると思うのですが、一生懸命やっている団体があって、そういう団体をこういう制度で推薦して、是非感謝状をいただきたいというふうな。これは教育委員会が主導的な立場には立てないのですか。

櫻井教育企画課長 今回は三つの団体が推薦をいただきましたけども、実際に、例えば、それぞれの学校から1団体、2団体が推薦されれば相当の数になるわけですが、そうした場合には教育委員会のほうで詳細のほうをちょっと調べまして、推薦させていただくことになるかと思っておりますので、そういったときには教育委員会としての意思といいますか、決定で決めるような形になるかと思っております。

宮田委員 そうしますと、初めから教育委員会は、今年は青嵐中さん、谷戸小さんとかというふうにノミネーションして推薦してもらっているわけですか。

櫻井教育企画課長 各学校にはすべて紹介のほうをさせていただいております。その結果として……。

宮田委員 三つしか来なかったと、そういうことですか。

櫻井教育企画課長 そういうことでございます。

沼本委員 それはわかるのですが、やっぱり、教育委員会が推薦してくれると、学校も張り合いが出るんだよね。だから、そういうこともこれから考慮していただきたいなと思います。

櫻井教育企画課長 検討させていただきたいと思っております。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

宮田委員 私は、こういうのは学校と地元を結びつける大きいいい手段だと思うのです。そういう意味では、どうして三つなのかということをお心配して、できるだけいろんな学校が、

地元との結びつけで表彰もされますよということを一生懸命やっていただくことがいいのではないかと思うので、ちょっとPRを来年からしたらよろしいのではないのでしょうか。そうするとたくさん出て、それから教育委員会が三つ選ぶというような方向がよろしいような気がするのですが、いかがでしょうか。

手塚教育部長 先ほどの沼本委員からの御提言と併せまして、今、宮田委員から、地元との密接感をもち、また、学校にも活性化をもたらすような手法をとということで、一定のPRは「西東京の教育」等でございますが、今後更に、この制度の活用については検討課題とさせていただきます。よろしく願いいたします。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

以上で報告事項(1)を終わります。

竹尾委員長 日程第4 その他、を議題といたします。教育委員会全般のことについて質疑を受けます。

森本委員 質問なんですけど、学校訪問とかをしていると、今、不登校加配というのが学校によっては行われているのですが、不登校加配の基準ですとか、あと、3年間のみの措置のような話も聞いておりますが、今後どうなっていくのかということをお教えいただけますでしょうか。

前島教育指導課長 不登校加配につきましては、どの学校にも不登校の児童・生徒はいるのですが、主に中学校の生徒が多いということで、中学校を対象に、東京都のほうでそういった申請をすると認められる学校があります。今、市内でも認定されています。今年度につきましては、まだ加配の具体的な申請は出しているのですが、一応、3年間というお約束はあるのですが、毎年更新ということで、今年度については、もう間もなく申請が通って加配がされると思っておりますが、そういった制度で、実際、実施しているところでございます。

竹尾委員長 私からの質問で、今、3年と言いましたね。本年度の加配がこれから認められると。それは、この1年度は3年度のうちの1年度になってしまうのですか。

前島教育指導課長 それは、毎年申請をするということで、大体3年間は認められるのですが、毎年、成果とか、あるいは計画を立てて、どういった目的で加配された教員を活用して不登校を減らしていくかという具体的な方策を出して、東京都で認可されて、一応、お約束としては3年間継続してやるというような制度になっているところでございます。

森本委員 現実には、不登校加配で配置された先生が不登校について専門的にかかわるといふ形なのでしょうか。

前島教育指導課長 教科としてももちろんやっていますが、例えば、本市でも不登校の対策委員会がありますので、それに出席したり、校内の教育相談体制の確立とか、あるいは、そういった不登校の具体的な対策、あと、関係機関との連携などをその先生を中心にやっていただくと。教科の指導を若干軽減して、その中で不登校を対応していただくというようなことでやっております。

森本委員 3年が期限というわけではなく、その先生は、3年たったらその学校が終わりということなんですか。そういうことではないですか。

前島教育指導課長 それは人事上の問題ですので。毎年、どの先生を加配するかは申請のところで行っていますが、大抵、学級数も若干関係してくるので。中学校の場合は、特に、学級数が増減することによって、教科の講師数の関係でどの教科を増やすかということが非常に大きな問題になってきて、それとリンクをして、不登校加配の先生をどの教科にするかということで行っているところがございます。その教科に割り当てて、その先生は、Aという先生がずっと継続してやる場合もあるし、場合によっては教科のバランスでほかの先生に移ることもあると。多くの学校では特定の方が専門的にやっていただいているというところがございます。

宮田委員 そうすると、不登校加配を据えると、不登校の子どもは減るのでしょうか。

前島教育指導課長 成果は出ているということではございますが、学年によって多い学年と少ない学年があるので、必ずしもその先生を配置したから見る見る半減していくという状況ではないです。各学校の報告書を毎年私も見ておりますが、体制的に、学校体制の中で不登校に対応しているということで。実際に不登校になってしまうと、なかなか学校復帰が難しいところがあるので、未然防止の部分でかなり役に立っております。あと、不登校に陥ってしまったお子さんや家庭について、かなり細かくケアをしているという現状がございます。数的には減っているという結果が出ておりますが、ものすごく減っているという状況ではございません。

宮田委員 専門家だったらそういうことですけど、場合によると、教科の関係でとか、そういう話になると、不登校は必ずしも減るとは思わなかったものですから。もし不登校加配であるとしたら、その専門家、メンタルのケアができるのかなんとか、いろいろあるのだろうと思うのですが、そういう方を配置して、未然防止、それから、そうなっちゃった方をリカバーといいますか、学校に戻るようにするというようなことをしたほうが、不登校の問題にはよるしいのではないかという気がするのですが、いかがでしょうか。

前島教育指導課長 申し訳ありませんが、不登校加配については、不登校の専門家というのは教員の中にはございません。教科で割り当てるといのは先ほど言った人事上の問題でありまして、その学校で不登校を中心にやっていただける方は、専門家ということではないのですが、例えば、生活指導にたけている先生を不登校加配に指定して、その先生が個別の指導に当たっていくというようなことで体制を組んでいるところではございますが、特に専門家という、例えば教育相談の、臨床心理士の資格を持っているとか、そういう方が東京都の教員ではなかなかいないという現状がございますので、学校の配置の中で特に造詣の深い先生を中心に指定をして、役についていただいているところではございます。

沼本委員 学校の中には特別支援のコーディネーターという制度があるわけなんですけども、同じように、どこの学校にも不登校の生徒がいるわけなので、不登校を中心としたコーディネーターみたいな、そういう学校組織というのを作れないものですかね。

前島教育指導課長 コーディネーターはあくまでも指名をしているので、加配というか、時間軽減は出せないところではございます。ただ、不登校については時間軽減をしているので。その名前は、各学校によって若干組織は違いますが、特別支援教育のコーディネーターについては指名するというのを本市で決めておりますが、特に本市については、不登校の対策

委員というのは決めておりますが、各学校によって不登校対策は同じ制度というか、同じシステムではございませんので、それは生活指導部にあったり教育相談部にあったりさまざまなので、それぞれの学校にお任せをしているところでございます。特に不登校の対策委員という、委員会の委員はいらっしゃいますけど、そういう指定はお願いしていないところでございます。

沼本委員 学校の組織としてそういうものを作っておくと。例えば、ある担任の先生のところに不登校の子が何人が集まって、その先生にだけ負担がかかるような、そういう学校のあり方ではなくて、担任の先生も助けられるような、そういう組織をそれぞれの学校で是非強くお願いしたいです。こういうことができれば、最近新聞に出ているいじめとか自殺とか、そういう問題も未然に防げるのではないかなと思うのですが、いかがですか。

前島教育指導課長 それぞれの組織で、必ず中学校では不登校対策をやっておりますので。ただ、名称が一律に、本市でこういう組織を作って、こういうふうにやりなさいという具体的なものではなくて、それぞれの学校の独自の組織で、学校組織は若干違いますので、その中で全部の学校で不登校対策を組織的に行っているというところでございます。

宮田委員 不登校児は、今は覚えていないのですが、何人ぐらいいるのですか。パーセンテージは結構あったような気がします。だとしたら、対策室を、ちゃんと加配の人を専属にするような組織を、今、沼本委員がおっしゃったようなものを本市独自で作ってもよろしいのではないかと。そういうことを現場だけに任せないで、検討してもよろしいのではないかと私も思うのですが、いかがでしょうか。

前島教育指導課長 また検討させていただいて、一律にするかどうか、それがいいのかどうかということも、現状を踏まえて検討させていただきたいと思います。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

以上でその他を終わります。

以上をもちまして平成22年西東京市教育委員会第11回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午 前 1 0 時 2 1 分 閉 会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会委員長

署 名 委 員